

我が国からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続き(国・地域別一覧表)①(平成29年12月22日現在)

注1) 衛生関係の規制措置が判明しており、日本国政府(農林水産省、水産庁又は厚生労働省)が通知により衛生証明書の申請や施設登録の申請手続き等を定めている国・地域及び水産物輸出額上位10ヶ国について記載しています。

その他の国・地域における放射性物質関係の規制については、「諸外国・地域の規制措置」(農林水産省HP)を参照ください。

注2) 以下の表に記載のある手続き(日本国政府で定めているもの)のほか、輸出先国・地域からその他の手続きを求められる場合がございますので、輸出にあたっては、事前に輸出先国・地域の政府に必要な手続きを確認頂きますようお願いいたします。

注3) 輸出先国・地域によらず、我が国から特定種のマグロ類等を輸出する際には、別途証明書の添付が必要となります。(証明書の申請手続き等については、水産庁HPを参照。)

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書発行機関	加工・保管施設等における対応	施設登録等申請先	衛生証明書	証明書発行機関	
<東アジア>							
中国 (活を除く)	・10都県(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野):輸入停止	【放射性物質検査証明及び産地証明】 水産庁及び一部の道県	要 (施設登録)	厚生労働省	要 (食品衛生)	都道府県等、地方厚生局(衛生部局)	サケ類の場合には、漁獲証明書が必要。 (水産庁)
中国 (活)	・その他道府県:政府による放射性物質検査証明書及び産地証明書	※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	—	—	要 (食品衛生及び動物衛生)	水産庁及び一部の道府県	
韓国	・8県(青森、宮城、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、千葉):輸入停止 ・8都道県(北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島):政府による放射性物質検査証明書 ・その他府県:産地証明書	【放射性物質検査証明及び産地証明】 水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関	要 (施設登録) ※冷凍魚類の頭部及び内臓のみ	地方厚生局	要 ※活ホタテガイ、活ヒオウギガイ、活マダイ、活ブリ、冷凍魚類の頭部及び内臓のみ (活ホタテガイ、活ヒオウギガイ、活マダイ、活ブリ(その他の韓国の対象魚種を輸出する場合は、協議が必要)は動物衛生、冷凍魚類の頭部及び内臓は食品衛生)	【活ホタテガイ、活ヒオウギガイ、活マダイ、活ブリ】 都道府県水産試験場 【冷凍魚類の頭部及び内臓】 地方厚生局	—
台湾	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉):輸入停止 ・4都県(岩手、宮城、東京、愛媛):放射性物質検査報告書、産地証明書、台湾にて全ロット検査 ・その他道府県:産地証明書、台湾にて全ロット検査	【放射性物質検査報告書】 指定の検査機関 【産地証明】 水産庁、一部の道県及び一部の商工会議所	—	—	要 (貝類のみ、食品衛生) H30.1.1~	【活貝類】水産庁、都道府県(水産部局) 【活以外】地方厚生局、都道府県等(衛生部局)	一部の貝類は動物衛生証明書が必要(消安局)
香港	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉):政府による放射性物質検査証明書	【放射性物質検査証明】 水産庁 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	—	—	—	—	—

国・地域	放射性物質関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設登録等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
<東南アジア>							
ベトナム	—	—	要 (施設登録) ※ベトナムで消費されない水産物は不要	都道府県 水産部局	要 (食品衛生)	都道府県等(衛生部局)	—
シンガポール	・福島:輸入停止 ・3県(茨城、栃木、群馬):政府による放射性物質検査証明書 ・その他都道府県:政府による産地証明書、商工会議所によるサイン証明	【放射性物質検査証明】 水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関 【産地証明】 水産庁、一部の道県及び商工会議所	—	—	要 (食品衛生) ※フグのみ	都道府県等(衛生部局)	—
マレーシア	—	—	—	—	要 (食品衛生) ※エビ、カニのみ	都道府県等(衛生部局)	—
インドネシア	・全都道府県:政府による放射性物質検査証明書	【放射性物質検査証明】 水産庁 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 (施設登録)	登録検査機関 ((一財)日本食品検査)	要 (食品衛生及び動物衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品検査)	—
タイ	—	—	—	—	—	—	—

国・地域	放射性物質関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書発行機関	加工・保管施設等における対応	施設登録等申請先	衛生証明書	証明書発行機関	
<欧州>							
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉):政府による放射性物質検査証明書(甲殻類、軟体動物、一部の魚種、海藻及び活魚を除く) ・その他道都県:政府による産地証明書(甲殻類、軟体動物、一部の魚種、海藻及び活魚を除く) ※一部の魚種:ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ 	【放射性物質検査証明及び産地証明】 水産庁及び一部の県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 (HACCPに基づく衛生管理) (対EU・HACCP認定取得・施設登録)	都道府県等(衛生部局)、水産庁	要 (食品衛生及び動物衛生)	【厚生労働省で施設認定を受けた場合】 都道府県等(衛生部局) 【水産庁で施設認定を受けた場合】 水産庁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲証明書又は加工証明書が必要。(水産庁) ※養殖水産物等一部の品目は除く。 ・加工施設に至る段階(漁船、養殖場、市場等)の登録も必要。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・7県(岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟)に所在する施設:輸入停止 ・その他都道府県:ロシアにてサンプル検査 	—	要 (施設登録)	登録検査機関((一財)日本食品検査)	要 (食品衛生及び動物衛生)	登録検査機関((一財)日本食品検査)	—
ウクライナ	—	—	要 (施設登録)	登録検査機関((一財)日本食品検査)	要 (食品衛生及び動物衛生)	登録検査機関((一財)日本食品検査)	—
<北米・中南米>							
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国において出荷制限対象となっている一部の品目:輸入停止 	—	要 (HACCPに基づく衛生管理) (施設登録)	都道府県等(衛生部局、(一社)大日本水産会等)	—	—	エビ製品の場合には、原産地証明書が必要。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・福島:政府による放射性物質検査証明書 	【放射性物質検査証明】 水産庁 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 (HACCPに基づく衛生管理) (施設登録)	登録検査機関((一財)日本食品検査)	要 (食品衛生及び動物衛生) 二種類の証明書が必要)	【食品衛生証明】 登録検査機関((一財)日本食品検査) 【動物衛生証明】 水産庁	ラベル登録が必要。

国・地域	放射性物質関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設登録等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
<大洋州>							
豪州	—	—	—	—	要 (動物衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品 検査)	食品・餌料いず れも要証明書
ニュー ジーラ ンド	—	—	要 (HACCPに基づく衛 生管理) (対EU・HACCP認定 取得) ※二枚貝のみ	都道府県等 (衛生部局) (EU向け登録 の手続き)	要 (食品衛生及び 動物衛生) ※二枚貝のみ	都道府県等(衛 生部局)	—
<アフリカ>							
エジプト	・7県(岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉):政府によ る放射性物質検査証明書 ・その他道府県:政府による産 地証明書	【放射性物質検査 証明及び産地証 明】 水産庁 ※放射性物質検査は登 録検査機関又は都道府 県の検査機関	—	—	—	—	—
ナイジェ リア	—	—	要 (施設登録)	登録検査機関 ((一財)日本 食品検査)	要 (食品衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品 検査)	—